

### 第3回 一宮川護岸工事検証会議 議事概要

- 1 日時 令和6年7月8日(月) 14:00~15:30
- 2 場所 千葉県庁 中庁舎4階 県土整備部会議室
- 3 出席 江森委員、高橋委員、加藤教授(web 途中退室)
- 4 委員からの意見

#### (1) 検証作業による事実確認

- ・ 座長から水害に関する法的責任論に関し、「国家賠償法」「民法」の観点が示された。
- 災害検証会議からの報告について
  - ・ 水害の概要と浸水要因に関し、加藤教授(一宮川流域における令和5年台風第13号による災害検証会議 座長)から資料1-1「一宮川流域における令和5年台風第13号による災害検証会議 とりまとめ要旨」に基づき、7/5(金)に開催された災害検証会議結果について説明があった。
    - 1) 今回の雨は1/180 確率規模という非常に大きな雨であり、洪水水位が計画高水位を10時間程度超過し、堤防天端ギリギリの高さまで3~4時間水位上昇した。
    - 2) 今次水害の浸水要因の一つである仮締切堤防の変状については、計画高水位を超える洪水によるものであり、施工不備を除けば、仮締切堤防に不備はなく、変状はやむを得なかった。
    - 3) シミュレーションモデルは十分に妥当性の高いモデルを構築できた。
    - 4) シミュレーションによる検証の結果、仮締切堤の施工不備による浸水被害への影響はほぼなかった。
  - ・ 委員から以下の意見があった。
    - 災害検証会議の結果は、護岸工事検証会議の検証資料として活用する。
- 一宮川水系の河川計画について
  - ・ 事務局から資料1-2「一宮川水系の河川計画」を説明。
  - ・ 委員から以下の見解が示された。
    - 一宮川水系の河川整備計画、河川事業に不合理な点は認められない。
    - 今次水害は、1/180 確率規模の降雨によるものであり、河川整備計画(1/10 確率規模)を遙かに超えていることから、河川整備計画に管理瑕疵は認められない。

## (2) 仮締切堤防に関する法的見解

- ・ 委員から資料「一宮川護岸工事検証会議 法的見解の検討資料」のまとめにより仮締切堤防に関し、以下の見解が示された。
  - 仮締切堤防の変状は瑕疵に当たらず、賠償責任は認められない。
  - 仮締切堤防の施工不備に関し、施工者の契約不履行、県の河川管理瑕疵とパトロールの過失はあるが、水害拡大との因果関係はなく、賠償責任は認められない。

## (3) 今後の工事の管理体制のあり方

- ・ 委員から以下の意見が示された。
  - 仮締切堤防の高さ不足は、施工者の契約不履行に起因していることから、県及び施工者は、請負契約の履行に関する管理体制を見直す必要がある。
- ・ 事務局より資料2「パトロールの改善」により、実施済みの是正措置を報告。

## (4) その他

- ・ 資料3「とりまとめ要旨(案)」の確認を行い、公表することとされた。
- ・ 後日、委員より検証会議の報告書を県へ提出する。

以上